

熊本県公報

号外 第 47 号
平成 15 年 11 月 28 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

登 載 依 頼	
○熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則……………(人事委員会)	1
○最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則……………(")	1
○熊本県職員等の給料月額の調整額に関する規則の一部を改正する規則(")	2
○熊本県職員の初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則…………(")	6
○熊本県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則…………(")	8
○平成15年12月に支給する期末手当及び期末特別手当の特例措置に関する規則……………(")	8

登 載 依 頼

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 15 年 11 月 28 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 29 号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和 32 年熊本県人事委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。
別表第 9 中

医療職給料表（2）	12 号給	を	医療職給料表（2）	11 号給	に、
教育職給料表（1）	11 号給	を	教育職給料表（1）	10 号給	に改める。

附 則

- この規則は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の日に昇格又は降格した職員については、当該昇格又は降格がないものとした場合にその者が同日に受けることとなる給料月額を同日の前日に受けていたものとみなしてこの規則による改正後の熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第 15 条又は第 16 条の規定を適用する。

最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則をここに公布する。

平成 15 年 11 月 28 日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第 30 号

最高の号給を超える給料月額を受ける職員の給料の切替え等に関する規則
（最高の号給を超える給料月額の切替え）
第 1 条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 15 年熊本県条例第 61 号）附則第 2 項及び熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 15 年熊本県条例第 64 号）附則第 2 項に規定する平成 15 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額（熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年熊本県条例第 19 号。以下「県立学校給与条例」という。）別表の備考の規定の適用を受ける職員にあっては、これらの規定の適用がないものとした場合の給料月額。以下同じ。）を受けていた職員の施行日における給料月額（以下「新給料月額」という。）は、次の式により算定した額とする。